

横浜市港湾局が埠頭保安管理者である
公共施設(在来・RORO)における
制限区域内での出入管理について
(平成26年7月1日以降)

横浜市港湾局

出入管理における3点確認の実施

平成26年7月1日から、重要国際埠頭施設へ立ち入る方は、SOLASゲートで、**本人確認、所属確認及び目的確認**の3点確認を受けることが必要となります。

原則として以下により実施

1. 身分証明書に記載された写真その他の個人識別情報との照合により、本人であることを確認(本人確認)する。
2. 身分証明書に記載された情報より、所属する事業者を確認(所属確認)する。
3. 搬出入票の確認その他の措置により、立入りの目的について確認(目的確認)する。

(平成22年3月30日国土交通省告示251号より)

すべての人について、上記の3点により立入りの必要性を確認

出入管理における3点確認の方法と一時停止

身分証明書がPSカードの場合

国土交通大臣が発行する高度に偽造防止措置が施された身分証明書(PSカード)の確認により実施する。

身分証明書がPSカードでない場合(社員証・運転免許証等による確認)

目的確認のほか、次の措置を行うことにより、本人確認その他の措置とする。

1. 氏名、所属その他必要事項について、管理台帳に記入する。
2. 一時立入許可証を貸与し、常に携帯する。

身分証明書を持たない者

管理台帳記入、一時立入許可証＋PSカード所持者の同行。

身分証の確認のため入構時には徐行ではなく一時停止が必要

当該公共施設一覧

横浜市港湾局が埠頭保安管理者である公共施設(在来・RORO)

本牧ふ頭A突堤1号～3号岸壁	本牧ふ頭B突堤1号～4号岸壁	本牧ふ頭新建材1号・2号岸壁
山下ふ頭2号～4号・ 7号～10号岸壁	出田町ふ頭A号～D号岸壁	金沢木材ふ頭
大黒ふ頭T-1・T-2号岸壁	大黒ふ頭T-3～T-8号岸壁	

平成31年4月1日時点

3点確認対応一覧

	身分証明書	3点確認	台帳記入	一時立入許可証	備考
身分証所持者	PSカード (横浜港)	実施	免除	免除	
	PSカード (横浜港以外・ 当該施設以外)	実施	免除	免除	用務先の口頭確認又は搬出入票等 を確認する。
	その他の 身分証明書	実施	実施	実施	所属先が記載されていない身分証明書は、搬出入票の確認や用務先の確認等で目的確認を行い、管理台帳に記入された所属先と用務の整合を確認する。
身分証の 所持者以外	—	実施	実施	実施	身分証明書を所持していない者の「本人確認」「所属確認」は、PSカードの所持者による同行により「本人確認」「所属確認」を行ったものとみなす。

車両の立入の必要性の確認

車両については、運転手及び同乗者に対する3点確認をもって、その立入りの必要性が確認されたものとする。

平成26年6月30日まで

入構者と車両の関連付け → 車両通行証による出入管理

平成26年7月1日から

全ての入構者の3点確認 → 車両通行証の確認は不要

平成26年6月30日までお使いいただいていた「制限区域内立入証」及び「車両通行証」は、平成26年6月30日をもって廃止となっています。

※「制限区域内立入証」及び「車両通行証」は、事業者ごとに必要事項を記載した「届出書」と一緒に、横浜港埠頭株式会社へ返却願います。

荷役作業員等の例外的措置

① 船内荷役作業者等がマイクロバス(複数人が同乗する車両)で入構する場合

船内荷役作業者等のマイクロバスや複数人が同乗する車両で入構する者の3点確認は以下の措置とする。

1. 同乗者全員のリスト(制限区域入構申請書)を提出
2. 同乗者のうち責任者に対してのみ3点確認を実施
3. 他の同乗者はリストによるPSカード所持の確認
4. PSカードを所持しない同乗者に対しては、一時立入許可証を貸与
5. 管理台帳への記入はリストで代替(台帳記入は不要)
6. 退出時に一時立入許可証を返却

荷役作業員等の例外的措置

②一団(一連)のグループ(国際車両航送のための横持ち車両作業員等)で 近隣ヤード等から制限区域に立入る場合

該当施設: 大黒T-1・T-2号、大黒T-3~T-8号

国際車両航送のための横持ち車両作業員等が制限区域内に立入る場合の3点確認は以下の措置とする。

1. 作業開始前にメインゲートの保安要員に作業員全員のリストを提出
2. メインゲートにて作業責任者に対してのみ3点確認を実施
3. 他の作業員はリスト(制限区域入構申請書)によるPSカード所持の確認
4. PSカードを所持しない作業員に対しては、一時立入許可証を貸与
5. 管理台帳への記入はリストで代替(台帳記入は不要)
6. 作業責任者においてもグループ作業を監視
7. 作業終了後、メインゲートで一時立入許可証を返却

荷役作業員等の例外的措置

②一団(一連)のグループ(国際車両航送のための横持ち車両作業員等)で
近隣ヤード等から制限区域に立入る場合

該当施設:大黒T-1・T-2号、大黒T-3~T-8号

【自動車搬入時の措置】

自走による車両搬出入者

SHIPPINGマーク及びリスト(制限区域入構申請書)による数(台数)の確認

制限区域入構申請書(見本)

平成 年 月 日

埠頭保安管理者

申請者 所属 _____
氏名 _____
連絡先 _____

制限区域入構申請書

入構日	平成 年 月 日		
入構施設 (○で囲む)	本牧ふ頭A突堤1~3号	本牧ふ頭B突堤1~4号	本牧ふ頭新建材1・2号
	山下ふ頭2~4・7~10号	出田町ふ頭A~D号	金沢木材ふ頭
	大黒ふ頭T-1・T-2号	大黒ふ頭T-3~T-8号	
訪問先 ・用件			
入構人員計	名 (車両の自走搬出入 はい ・ いいえ)		

No.	氏名	所属(会社名)	PSカード (カードNo.)	一時立入 許可証No.	入場時間	退場時間	備考
1			有・無 ()		:	:	責任者
2			有・無 ()		:	:	
3			有・無 ()		:	:	
4			有・無 ()		:	:	
5			有・無 ()		:	:	
6			有・無 ()		:	:	
7			有・無 ()		:	:	
8			有・無 ()		:	:	
9			有・無 ()		:	:	
10			有・無 ()		:	:	